

平成23年度の後期高齢者医療保険料が決定します

7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」および「後期高齢者医療保険料納入通知書」が送付されます。

■保険料の支払方法・納期

- ・原則「年金からのお支払い」（特別徴収）となります。ただし、①年金の額が年間18万円以下の方、②介護保険料と合わせた保険料額が、年金額の2分の1を超える場合、③「年金からのお支払い」を中止し、「口座振替」へ変更申出した方のいずれかに該当する方は、「年金からのお支払い」とはなりません。
- ・「年金からのお支払い」とならない方については、口座振替や納付書などで個別に納めていただきます。（普通徴収）
（7月から9月までは普通徴収、10月からは特別徴収となる方もございます。）
- ・保険料の納期については、7月から翌年2月の毎月月末です。（ただし12月は26日）なお納期限が土・日曜日の場合は、翌日または翌々日となります。

■保険料の計算方法

保険料額は、被保険者の所得に応じて負担していただく「所得割額」と、被保険者全員に等しく負担していただく「均等割額」を合計して、個人単位で計算されます。なお、一人あたりの上限額は500,000円です。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{保険料額} \\ \hline \text{(百円未満切捨て)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \text{(所得金額-330,000円)×所得割率7.85\%} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \hline \text{41,844円} \\ \hline \end{array}$$

保険料率は2年ごとに見直しを行っており、平成22・23年度の保険料率は上のように決定されました。（平成21年度は均等割額40,175円、所得割率7.43%でした）

■保険料(均等割額)の軽減

世帯状況において、同じ世帯に属する「世帯主」と「後期高齢者医療被保険者」の所得金額の合計により均等割額が軽減されます。ただし、65歳以上の方の年金所得については、さらに15万円が控除されます。

- ◎所得金額の合計が33万円以下の世帯で、世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下（そのほか各種所得がない）
→均等割額を9割軽減
- ◎所得金額の合計が33万円以下の世帯で9割軽減に該当しない場合
→均等割額を8.5割軽減
- ◎所得金額の合計が33万円を超え、33万円+(24.5万円×世帯主を除く、世帯の被保険者数)以下の世帯
→均等割額を5割軽減
- ◎所得金額の合計が33万円を超え、33万円+(35万円×世帯の被保険者数)以下の世帯
→均等割額を2割軽減

■保険料(所得割額)の軽減

- ◎被保険者本人の所得金額の合計から33万円を引いた金額が58万円以下の方
→所得割額が5割軽減となります。

■社会保険などの健康保険の被扶養者であった方の軽減

- ◎後期高齢者医療制度に加入する直前は「会社などの健康保険の被扶養者」であった方
→均等割額が9割軽減となり、所得割額は課せられません。